

障害者の人権

障害のあるなしにかかわらず、家庭や地域、職場や学校などで共に日常生活を送り、共に生きがいをもって暮らすことのできる社会をめざしています。

しかし、それを実現するためには、取り除かなければならない障壁（バリア）があります。

目に見えるものには、道路の段差や建物内のエレベーターの不備などがあり、目に見えにくいものには、障害者に対する偏見や世間体を気にする人々の意識などがあります。

社会全体が、こうした障壁を取り除き、相互の理解と協力のもとに行動していくことが必要です。

外国人の人権

日本人は、異なる文化や生活習慣、言語を持つ人びととのつきあいが苦手であるといわれます。また、一部の外国人がトラブルを起こすと、すべての外国人に対して不当な扱いをすることもあります。しかし、人権には何の違ひもありません。同じ一人の人間として尊重されることはあたりまえのことです。

国籍・民族・人種等を超えてお互いの文化や価値観を認め共存していくという国際化時代にふさわしい人権意識を育んでいくことが求められています。

同和問題

同和問題は、国や地方公共団体においても諸施策を総合的・計画的に実施してきた結果、実態的差別の解消については大きく前進しました。また、教育、啓発活動の推進により、同和問題に対する理解も深まってきており、成果は着実に進展しています。

本市においても、人権尊重の社会の実現をめざし、差別のない明るく住みよいまちづくりを進めるために啓発や研修を進めているところです。私たちも、因習や偏見、世間体などに縛られることなく、人権という視点から、解決への取り組みを積極的に進めていく必要があります。

さまざまな人権問題

そのほかにも、アイヌの人々、さまざまな病気や感染症にかかった人、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別、世界には人種差別や難民の増加など、さまざまな人権問題があります。

人が人らしく生きるためにという視点から日常生活を見まわしてみてください。

長門市では「住む人を大切にす
るまちづくり」をめざし、「この
まちに住んでよかった」と実感で
きるまちをめざして、さまざまな
施策を推進しています。

長門市人権教育推進委員会

長門市人権教育推進委員会は、18人の委員と教育委員会および市長部局の関係課で構成され、すべての人々の人権が尊重された社会の実現をめざし、市民一人ひとり
が人権尊重の理念について正しく理解するとともに、日常生活においても人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚や、人権の大切さに気づく感性を育むことを目的に人権教育を推進しています。

人権擁護委員

人権擁護委員は、市民の中から広く社会の実状に通じ人権の擁護に理解のある人を市長が推薦し、法務大臣が委嘱します。

委員は、すべての人権問題について、必要な助言や関係官公署を紹介するなど、正しい権利を持っている人が泣き寝入りしなくという解決の手助けをします。

相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談下さい。

【長門市人権擁護委員】

・末岡 智 (白濁2区) ☎26-12245

・金谷 美沙子 (正明市1区) ☎20-13333

・山根 武志 (板持4区) ☎22-0139

・西本 美智子 (大羽山) ☎29-02664

人権教育セミナー

今年も長門市人権教育推進委員会では、市教育委員会と共催で人権教育セミナーを開催しました。

このセミナーは、人権にかかわる問題への理解と認識を深め、さらに人権問題の解決を自らの課題として受け止め、人権尊重の生き方を職場や地域に広めることをめざして実施するもので、今年7月から8月にかけて、さまざまな人権をテーマにした4つの講座を開催しました。

人権相談

山口地方法務局・人権擁護課 ☎083-922-2295

山口地方法務局・秋支局 ☎0838-22-0478

平日(祝日除く) 8:30~17:00

子どもの人権相談

(山口地方法務局人権擁護課内) ☎083-920-1234

いじめ、体罰など子どもの人権に関する相談

平日(祝日除く) 8:30~17:00

女性の人権相談

女性の人権ホットライン (山口地方法務局人権擁護課内) ☎083-920-1311

夫や恋人からの暴力、セクハラ、ストーカー行為等女性の人権問題に関する相談

平日(祝日除く) 8:30~17:00

山口県人権推進指針

「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会をめざして」

基本理念

この指針においては、山口県民すべてが「一生の間、家庭、地域、職場、学校、施設、その他あらゆる場において、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して自由で平等な生活を共に営むことができるよう、一人ひとりがかけがえのない尊いいのち(生命)の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、総合的に人権に関する取組を推進することを基本理念とします。

キーワード

基本理念に基づいたさまざまな取組を進めるため、「いのち(生命)」、「じゅう(自由)」、「びょうご(平等)」、「きょうせい(共生)」をキーワードとして諸施策を推進します。

いのち(生命)

だれもが、かけがえのない「いのち」を大切にする地域社会の創造をめざします。

じゅう(自由)

だれもが、他人を害することなく、自由で自立した生活の出来る地域社会の創造をめざします。

びょうご(平等)

だれもが、社会の一員として等しく参加・参画できる地域社会の創造をめざします。

きょうせい(共生)

だれもが、多様な文化や価値観、個性を尊重し、共に暮らせる地域社会の創造をめざします。